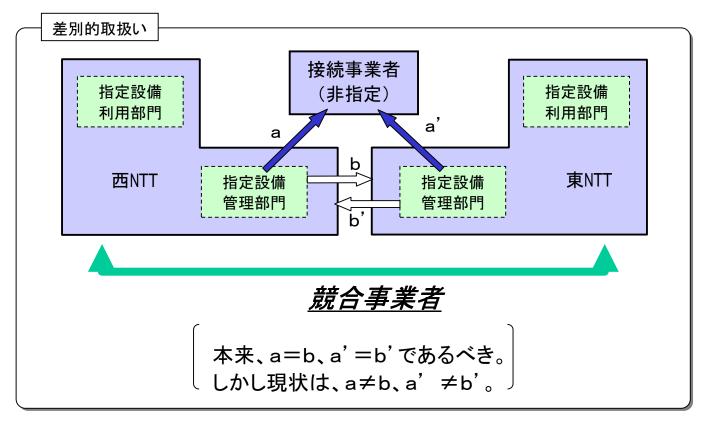
## 東西NTTによる共同行為について

「日本電信電話 地域会社は、郵政大臣の認可を受けて、次の業務を営むことができる。 Α 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務 株式会社等に関 二 それぞれ前項第一号によ<u>り地域電気通信業務を営むものとされた</u> する法律」 都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務 「日本電信電話 再編成の具体像 株式会社の会社 3-1 NTTの経営形態の在り方 の在り方につい (3) 地域通信会社(略称「地域NTT」) て」答申(平成8 「相互参入の促進] 年2月29日、電 地域NTT各社は相互に参入を可能とする。 気通信審議会) 地域NTT各社間のヤードスティック競争の効果を生み出すとともに、 地域NTT、NCC等の地域通信分野への参入、地域NTTの相互参入により、直接 競争が長期的に発展していくことが期待できる。 「日本電信電話 株式会社の再編 成に関する実施 なお、「規制緩和推進3か年計画」(11.3.30閣議決定)に基づき、NTTド 計画案の概要」に コモとNTT東西地域会社との間の競争の状況を十分注視する。 対する意見及び また、**東西地域会社間の競争の状況についても、郵政省として再編成後の状** それに対する郵 況を十分注視していく考えである。 政省の考え方(平 成11年4月23日、 郵政省報道発表 資料) 「IT革命を •「NTTグループの各社が徹底的な競争に<u>さらされることが必要であ</u> 推進するための **3. 1**(25<sup>1</sup>√ - y ) 電気通信事業に ●「このように*NTTグループ各社が独立した競争体として自立し、公正* な競争条件を確保した上で相互に競争し、経営向上を図ることは、国内 おける競争政策 の在り方につい の電気通信市場における競争の活性化と我が国の国際競争力の強化に大 きく寄与すると考えられる。」(25パージ) ての第一次答申 「以上のとおり、NTTの在り方については、 ~IT時代の競 争促進プログラ ●(a)グループ内各社の経営の自主独立性の確保 ム~」 (平成12 ●(b)グループ内各社による相互競争の実現 年12月21日、電気 ●(c) N C C 等の競争事業者との間の公正競争の推進によって、各事業会社 がインターネット時代に対応したダイナミックな事業展開をすることに 通信審議会) より、利用者ニーズに応えるサービスを提供するとともに通信市場全体 の活性化を達成することを基本として検討すべきである。」(251°-ジ) 「このため、持株会社の在り方そのものの検討とは別に、当面の措置として、 持株会社の運営方法として、できるだけグループ各社の自由な経営判断を尊重 し、**グループ内の競争を促進させる方向でのグループ運営**が求められる。」(36 **ページ)** 

## 東西NTTにおける差別的取り扱い(イメージ)



## 別紙 2